

加賀藩の宗教政策と芦峯寺・岩峯寺

米原 寛

はじめに

今年、平成23年度は、当立山博物館の開館20周年にあたる。この20年間、当館学芸員によって「立山信仰」に関するさまざまな視点からの調査研究や企画展が進められてきた。主として芦峯寺・岩峯寺に伝えられる史料の読み解きによって、江戸時代を中心に芦峯寺・岩峯寺の宗教村落の様態の解明をはじめ「立山曼荼羅」研究、檀那場研究などの研究が進みその成果も手前味噌ながら飛躍的に進んだと自負している。しかし、「立山信仰」研究の道程はまだまだ永く遠い。時間をかけて地道に進めていく外はあるまい。一方、こうした「立山信仰」の研究が進むにつれて、研究の視点が個別的になり「近世における山岳信仰の一つ立山信仰」という全体史的な視点が見失われているような気がする。今後はもっと視野を広げて社会構造のなかで「立山信仰」を位置づけていくことも必要になってくる。例えば、近世においてどのような社会の枠組みで存在していたのか。一つに、幕藩体制下における加賀藩の政策との関わりを、また一つには、社会経済史及び交通史の視点などから宿坊の檀那場経営の研究を進めるこ

とも必要ではないだろうか。

本稿では、先に発表した「近世最初期における前田氏の諸大寺対策」（立山博物館『研究紀要』第9号）・「岩峯寺・芦峯寺の争論とその歴史的要因」（立山博物館『研究紀要』第13号）を補遺し発展させる形で記したものである。中心的課題は、宗教村落芦峯寺と岩峯寺の江戸時代を通じての確執の背景には、①加賀藩における寺社対策において芦峯寺・岩峯寺はどのような位置づけにあったか、②芦峯寺・岩峯寺の争論を「立山権現の名称仕様」「立山権現の別当呼称」に象徴される宗門の争いととらえ、こうした両峯の認識に対して加賀藩が寺社対策の観点からどのような立ち位置でその裁定をしてきたかについて、加賀藩の初期（天正期～貞享期）の寺社統制策（寺社改め）の経緯を通して考えてみたものである。また、芦峯寺・岩峯寺で行われた布教活動における重要なテキストとなった「立山曼荼羅」は、布橋灌頂会とともに立山信仰の近世的展開を示すものであり、こうした様相を立山信仰の「民衆化」と捉えるとの試論を提起したものである。

1. 加賀藩初期の宗教政策の概要

1-1. 慶長10年以前（前田氏治下の政策）

近世初期における前田氏の統治政策は、一向宗寺院やキリシタン信徒に対する対策など、往々にして徳川氏のそれに倣うこともあった（利光が慶長18年（1613）の幕令による耶蘇教を禁止、伴天連とその教徒の追放への対応）が、前田氏の支配が強固になってくると、一向宗に対してもしだいに緩やか

になり、文禄2・3（1593, 94）年頃には前田氏と本願寺との関係はしだいに密なものになっていった¹⁾。そして、慶長2年を機に大きな転換期を迎えた。

慶長2（1597）年7月9日付で、前田利家は真言宗能登石動山天平寺に還住を許し²⁾、一向宗については、当初前田利長は、同年10月18日付で、「越中本願寺門下」宛に道場綿50把120目の上納・本願

寺番役（京都御広間）・年頭綿の催促を申し付けているが（慶長期に光慶寺・専福寺・専念寺・西大寺・誓光寺・長光寺の組や聞名寺に割付されている）、慶長2年10月には勝興寺を始め越中全郡の本願寺門下に対して「惣国中道場屋敷地子御免候事」として懐柔策に転じている³¹。能登においても既に文禄3（1594）年に真宗寺院・庵の全部に諸役免除の特権を与え³²、さらに慶長9（1604）年9月12日付で前田利好が能登羽咋郡の僧に雑税を免除している³³。この慶長9年の措置は、「何も右之通旨候」とあり、三カ国道場坊主衆に対して同じような措置がとられたようであり、越中の諸寺庵・道場にも適応されたのであろう。このような一向宗に対する特権の付与の例は他の宗派では見ることができない格別の措置であった。前田氏は真宗門徒の勢力に対する警戒の念を解いておらず、様々な懐柔策を巡らして対応していったことがうかがえる。

かくて、慶長10年頃までには、加賀藩は、対一向宗対策も一応に整理を終わらせた結果、世俗権力が宗教権力より優位となり、次第に強い統制から漸次保護政策へと転換していった。こうした領主政権の宗教権力への対応は、織田信長・豊臣秀吉、そして徳川政権に共通してみられるいわば近世的傾向でもあった。

例示すれば、一つには世俗権力者である徳川家康が自ら神君東照大権現として降臨し、諸大名をはじめ国民がすべて崇敬させるという、いわば世俗権力と宗教権力の両権力をもって全国を支配したのが徳川政権であった。実際、金沢城内にも金沢権現堂東照宮が寛永20年に勧請されている³⁴。

就御尋申上候

一、権現様御鎮座ハ寛永貳拾年未ノ九月十七日ニ而御座候。

右御供之覚

常照院

松寿院

村井兵部

佐藤与三右衛門

林孫之丞

一、御宮御造営者、寛永拾九年より同廿年ニ出来仕候、同別当所同所

一、大猷院様御仏殿御造営ハ万治三年より被仰付、寛文貳年寅六月廿日御入仏ニ而御座候

東照宮別当所 印

（延宝二年）

寅十二月十七日

永原左京等兩人殿

今一つには、既存の寺社勢力を如何に徳川政権や諸大名の支配下に置くことが出来るかであった。そのためには寺社の新たな社会的な役割を課しかつ組織化することであった。この点については、秀吉が先祖の菩提を弔う目的で執行した東山大仏千僧会という宗教儀式の影響に注目する必要がある。これにより統一権力によって仏教各派に担わされた共通の公的役割に先祖供養が含まれた意義は大きい。仏教＝先祖供養という社会的な共通認識が確定し、後に仏教寺院による寺請制度に結実していったのであろう³⁵。

ところで、加賀藩は以上のような寺社対策と並行して、庶民に対する宗教対策も進め、かつての一向一揆のエネルギーとなった特有の信仰心を民政に生かす工夫をすることと考えたのである。

三代藩主利常は側近に対し「加賀・越中者別³⁶百姓心たて悪敷国主³⁷も手こわり申候」と、一向一揆の主体であった領民の動向に注意を促す一方で、一向宗者土民之宗旨³⁸ハ一段宜敷候（中略）惣³⁹親鸞上人ハ利発成人⁴⁰候、毎日の御坊主参夜之内より参詣朝之内⁴¹ニ仕廻候⁴²人々之かせき⁴³ニ取懸申候、晩もかせきを仕舞夕方御坊参仕候、此方之分国ハ大形一向宗⁴⁴ニ而候、門跡も国主⁴⁵ハ不背様⁴⁶ニ被仕躰⁴⁷ニ候由御意被成候。⁴⁸と、彼等の門主に対する絶対的信心と、そこから生み出される勤勉性を支配に利用できると語ったと伝えられている。

1-2. 慶長10年以降（加賀藩治下の政策）

上記のような近世初期における統一政権の対宗教政策は、それぞれの領国（藩）において、その藩や藩主の置かれた立場によって独自の政策が展開されていた。加賀藩の宗教政策もまた同様である。次に加賀藩の宗教政策を、A：総括的寺社対策に係ること、B：寺社の拝領地・寄進地改めなどに係ること、Cその他、について年次を追って見ていくこととする。A：総括的寺社対策に係ること、

①元和元年＝大坂落人の探索

大坂の陣以後の元和元（1615）年閏6月6日付けで、金沢の真言宗愛宕社明王院と小立野宝幢寺が招かれて「御分国中家を持候程之者を礼明可仕之旨被仰下」との領内の大坂落人を探索すべき命を受けており「天台宗へも此旨可被仰入候」とのことで、天台・真言の寺院に対しても大坂落人の探索が課せられている¹⁰⁾。宗旨人別帳の先駆的状況を仏教寺院に果たさせていることがわかる。

猶々御心中被仰談可有御出候、天台宗へも此旨可被仰入候、以上。

懇申入候。去比大坂落居之落人可致穿鑿之旨、従公儀等筑前様へ被仰出候に付、従筑前様も、御分国中家を持候程之者を礼明可仕之旨被仰下候條、乍大義今日與村備守迄御来儀奉待候

（元和元年）

恐々謹言

閏六月六日

奥村備後守 判

長 如庵 判

山崎閑齋 判

松平伯耆守 判

明王院

寶幢寺 御同宿中

「天台宗へも」との指示は、藩は立山山麓の芦峯寺・岩嶽寺に対しては、飛騨・信州との国境を越え

て入る落人の探索に対応させることが大きな目的であったことは推測に難くないのである。

②寛永7年＝宗旨人別帳の作成

寛永7（1630）年に行われた幕府のキリシタン詮索に伴い、毎年10月幕府に上申するを例とした宗旨改めが実施された（但し戸主のみ）¹⁰⁾。但しこの宗門改めは、宗旨人別帳の作成による戸口調査情報が得られることから、藩にとって宗教上のみならず領民の掌握上からも注目すべき施策であった。

③寛永19年＝宗門奉行の設置

寛永15（1638）年の島原の乱平定、同年のキリスト教厳禁、同16年には幕府の宗門改めが設置され、この一連の施策の下に加賀藩では、寛永19（1642）年以前には切支丹宗門改めを掌る宗門奉行が置かれたと考えられる。加賀藩の宗門奉行は、今枝弥平次近義・前田志摩正成ら5名の人持以上の高知行の家臣に任ぜられており¹¹⁾、宗門改めの意味が大きかったことを意味している。

④延宝7年＝寺社方所付改めの実施

藩は、延宝7（1679）年の「寺社方所付之惣帳」改め¹²⁾、天和2（1682）年の寺社身分の再吟味¹³⁾を行った。

殊に、延宝7年の「寺社方所付之惣帳」改めについては「一、延宝七年寺社方所付之惣帳相改候以後、脇々居屋敷等替候寺社之儀、此方へ及断、御年寄衆へ相達紙面等居屋敷替申渡候外に、延宝七年帳面之通相達有之間敷候。若心得違にて、地子地在之、社家下にて所替仕儀有之候はゞ、最前帳面之通に相違無之様に、立帰罷有可申事」とあり、他所に屋敷替えをするものは事前に寺社奉行の許可を得ることとされた。以後、この「寺社方所付之惣帳」は寺社所在地の基本台帳となったのである。

B：寺社の拝領地・寄進地改めなどによる寺社統制

①寛永13年＝拝領地改め

寛永14（1637）年の「高岡五社由来」によると、「御領国寺社一統拝領地改」の文言が見られる¹⁴⁾。

寛永十三年に、御領国寺社一統拝領之地面御改に付、御検地奉行前波嘉右衛門殿を以、御社領並五社之宮地等打立處、二十八石余之御高図りに相成由、重而御印之表御尋に付、御印物御趣意申上候處、歩数之御定無之候に付、御印物二通とも御取替、改而歩数等御定被成候而、御寄附候御印物一通、左之通。

越中高岡神明・八幡・熊野・稲荷・大木宮、五ヶ所宮屋敷之地二千歩、並近年其元策配仕来候作所之内毛付三千歩地面、右神社為修理料被成御寄進訖。破損之所可令再興者也。依而如件。

寛永十四年三月九日

横山山城守 名判

本多安房守 名判

高岡神主 豊後 殿

この由来書によれば、寛永13年に検地を伴う拝領地改めが実施され、御社領並五社之宮地において28石の高を見図ったという。御印物に歩数の記載がないことから改めて居屋敷地の他、修理料として田地300歩の寄進が行われた。この「御領国寺社一統拝領地改」がどこまで実施されたかは管見史料では明らかにし得ないが、検地を伴う最初の寺社領地改めであったと考えられる。

加賀藩では、農業政策の根幹として明暦期から寛文期(1653~1672)にかけて改作法が実施され、より安定的な年貢収納がはかられた。しかし、寺院や神社の所有する土地については、前田氏の初期の頃の寄進・安堵は懐柔策の一環として行われたことにより寺領・社領の面積、地境などの不分明であることから、この問題を解決することや、士農工商の身分に含まれない、あるいは寺庵主・道場主などの身分の定まらない階層の固定化及び所有地を確認し認定するなどさまざまな問題が山積していた。これらを解決する手だてとして寺社改めという強権的政策が実施されたと推測される。こうした施策が実施さ

れる背景には、太閤検地による寺社領の没収と再交付という経済政策を伴った統制策があったと考えられる¹⁵⁾。

②慶安元年=寺社奉行の設置

慶安元(1648)年には寺社奉行が設置されており、葛巻藏人・岡島市郎兵衛・茨木右衛門らが任命されている¹⁶⁾。同年12月6日には寺社取締りのための九箇条の法度が公布され、また同日には神社の社領・拝領屋敷地について、その証文を添えて書き上げることを命じている¹⁷⁾。この命を受けた寺中佐那武社では、同月16日に「一、今度神社御法度之旨被為仰出趣、一々慥に承届候、於已来御制法之條々違背仕間敷御事」¹⁸⁾と寺社奉行岡島市郎兵衛・葛巻藏人宛に法度遵守を誓約し、「神社法度」を強く受け止めているようである。拝領地の由来を書き上げさせる神社拝領地改めは、慶安元年から2年にかけて、神社のみならず寺庵についても実施されたと思われる¹⁹⁾。

慶長9(1604)年・元和2(1616)年には、改作法施行の前提として隠田摘発を目的とした領国内惣検地が実施されており²⁰⁾、歩数・境界が曖昧であった寺社拝領地の再検地はまさに隠田摘発の検地そのものであった。なお、この時の検地によりこれまでの360歩1反から300歩1反への切り替えがあり、藩は2町歩に付き草高6石の出目が得たことになる。

③慶安5年=寺社奉行の職務を布達

慶安5(1652)年9月25日には利常は、寺社奉行の職務について十一箇条の規程を布達している²¹⁾。

覚

- 一、寺社勤行祭禮無懈怠様可申渡事。
- 一、寺領・社領者、宮寺之祭禮修理等のために付置事。
- 一、諸寺の住持、不作法成義於有之者、穿鑿(詮索)之上を以、住持入替申べし。跡出家中みだりなる族無之様可申付事。付、非法執行事、令停止之條可吟味事。
- 一、諸寺之後住並新寺取たつる義、私として不致沙汰。其

宗旨之頭寺令吟味、奉行江断相極候様可申付事。

- 一、切支丹宗門常々可相改、最前彼宗門かはるといふも、色々方便有之候間、念を入べし。初而寺を求め候もの、急度可吟味事。
 - 一、法度をそむくもの、或者分國を追放し、或はゆくゑしらざる浪人、社中抱置べからず。若左様之ものかくし置候者、可為曲事旨可申付事。
 - 一、佛事法會之外、夜中に人を集、夜談義不執行様に可申付事。
 - 一、山伏勤進之義者、伽耶院札次第可申付事。
 - 一、諸宗出入之義、其頭寺より一宗中令相談、大形之義は下にて濟様に申付べし。若不相濟義者、奉行江相断候様に可申渡、断次第遂吟味、早速埒明事。
 - 一、寺社中一ヶ年に一兩度廻り可申事。
 - 一、寺社方修理普請申付候刻、兩人かはるかはる折々罷出様子見計、奉行人無油断様に可申付事。
- 右條々相守、諸寺社江可申渡者也。

慶安五年九月廿五日

(利常)
印

岡嶋一郎兵衛殿
葛巻藏人殿

上記の条々をみると、第一・二条に「一、寺社勤行祭禮無懈怠様可申渡事。」「一、寺領・社領者、宮寺之祭禮修理等のために付置事。」と示されている。寺社の役割は祭禮の執行が第一義的であったことは、近世における寺社の社会的位置づけが明確に示され、藩の寺社支配の象徴的事項であると考えられる。また、上記の第3・4条において私的に新寺建立が禁じられている。さらに、「一、諸宗出入之義、其頭寺より一宗中令相談、大形之義は下にて濟様に申付べし。若不相濟義者、奉行江相断候様に可申渡、断次第遂吟味、早速埒明事。」とあり、各宗触頭は、新寺と区別さるべき触下の寺院を完全に掌握しなければならなかった。ここに於いて領内の寺院は触頭の下に一元的に掌握されることとなり、ひいては藩が一元的に寺院を掌握できることとなったのであ

る。

④承応3年＝神主組合の編成

承応3（1654）年4月25日に、神主にも組合を編成するように命じたのである²⁵。

尚々□□□のちり神主候はば、加賀守様御領分相改、組合可被申付候、中納言様御帰国已然に帳可指上候、以上

加賀守様御領分越中神主共組合申付、人々為致判形、兩人之奥判を調、帳面二冊可指越候。帳面調様之義は、案紙遣候間可有其意得候。帳面出来候者、早々可有持参候、

恐々謹言

四月廿五日（承応3年）

炭木右衛門 判

葛巻藏人 判

殖生神主

高岡稲荷社神主 豊後殿

新地之寺庵跡々より雖為御停止、重而承応三年に弥可相守之旨被仰出候上者、地子地に有之候寺庵、御用地に被召上候躰、又者居屋敷等に被下候共、向後承応三年以来之寺庵は、地子屋敷にも指置申間敷旨被仰出に付、御普請奉行江申渡候条、可被得其意候、以上

戌八月十九日

(万治元年)

前田対馬

奥村因幡

横山左衛門

長九郎左衛門

本多安房

永原左京 殿

篠原織部 殿

このように慶安5年9月の寺社奉行職務規程や万治元年8月19日の布達によって新寺取立が禁止され、承応3年8月の神主組合の編成と併せて、既存

の寺社は、触頭によって把握されるに至ったのである。ここに寺社改めの基礎が整備されたといえよう。

⑤明暦2年=寺社屋敷改め

明暦2(1656)年に寺社屋敷改めが実施され、由緒の明確なものを除き、他は高に編入されることになったのである。

万治2(1659)年2月15日の阿岸本誓寺の願書では「(前略)明暦貳年右拝領屋敷可被召上之間、御年貢米納所仕候様ニと十村・肝煎再三申付、御国ニ召罷有御掟背申儀如何奉存、先兩年米蔵納仕候。其上ニ御歎可申と奉存候所(後略)」²⁴⁾とあり、寺社屋敷地のほとんどが召し上げられ課税(宅地税)対象となる地子地に組み込まれていったようである。

さらに、藩は、寛文11(1671)年には、明暦2(1656)年の寺社屋敷改めに洩れたものの再調査を命じている。

- 一、御郡中寺社屋敷、明暦二年に御改、何も入高に被仰付候へ共、自然其節入高にはづれ罷在候寺社屋敷有之候はば、其名并屋敷之歩数、何村領に居住仕旨書記可申候、但、屋敷被下旨証文有之候はば、写指越可申候、勿論証文無之候へ共、前々より年貢米出不申分者、其趣書記可申候(後略)²⁵⁾。

⑥万治2年：寺社方屋敷改奉行が設置される

万治2(1659)年5月3日付で、寺社方屋敷改奉行が設置され、奉行に横山右近・前田主膳の両名が任命された。寺社はもとより神主並山伏も対象となった²⁶⁾。

御分国中寺社方屋敷改奉行、横山右近・前田主膳被仰付候條、斯有度方候はば、書付早々右兩人迄持参候様に、下神主並山伏共へも可被申触候。披見候はば、名の下に判形候て可被指越候、恐惶謹言

亥五月三日

茨木右衛門

葛巻藏人

ここで、上記の①から⑥の寺社統制にかかる前田氏、続いて加賀藩の寄進・安堵・諸役免除などの保護措置については、(表1)によりとりまとめてみると、天正10(1582)年に始まり、慶長10(1605)年までの前田氏の寺社に対する懐柔策の時期(第1期、この間寄進33件、安堵6件、諸役免除10件)、以後寛永13年までを加賀藩として寺社懐柔策の時期(第2期、この間、寄進21件、安堵11件、諸役免除1件)、以後万治3年までを一連の寺社改めを通じて前田氏一門の菩提所・祈禱所など藩の公的寺社とする時期(第3期、この間寄進21件、安堵4件、諸役免除0)と考える。寄進は第1期が最も多く、諸役免除もこの期に集中している。安堵については、慶長年間を通じて安堵をうけている場合が多い。寛永13年以降は、新規寄進は特殊な関係のものに限定される。そして、慶安の総検地の結果、承応3年頃までに固定され、万治3年において寄進は終了する、というのが、加賀藩の寺社領寄進の動向の大略である。

(表1) 加賀藩領内寺社の寄進・拝領、安堵・諸役免除の年次別件数一覧

	天正									文禄		慶長													
	10	11	12	14	15	16	17	18	19	2	5	2	4	5	6	7	8	9	10	15	16	17	18	19	20
a	10	11	12	14	15	16	17	18	19	2	5	2	4	5	6	7	8	9	10	15	16	17	18	19	20
b	5	1	2	6	2	3	1	2	2	2		1	1	3			1	1		2	1	1	1	1	1
1期 33件																									
c														1	2	2			1	1	2	2		1	2
1期 6件																									
d								2		2	2						4								
1期 10件																									

	元 和								寛 永				正保		慶安			承応		明暦		万治
a	1	3	4	5	7	8	9	6	8	14	15	2	4	2	3	4	2	3	2	2	3	
b			1	1	4	5	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	6	2	1	1		
	2期 21件								3期 21件													
c	1	2								3						1						
	2期 11件								3期 4件													
d			1																			
	2期 1件								3期 0件													

- 註 1. a = 年号、b = 寄進・拝領の件数、c = 安堵の件数、d = 諸役免除の件数
2. 加賀藩政の時期区分 1期：天正10年～慶長10年
 2期：慶長11年～寛永9年
 3期：寛永10年～万治3年

⑦延宝2年及び貞享2年の寺社の由緒書上

藩は、加越能三カ国の寺社に対して、延宝2(1674)年には「社寺来歴」、貞享2(1685)年4月には「寺社由来」の提出を命じた。寺社が各々の由緒を差し出すということはとりもなおさず加賀藩に従うことを意味するものであったので、「延宝二年加越能社寺来歴」と「貞享二年寺社由来」の登載により、藩における領内寺社の格付けあるいは位置付けがなされたということは、貞享2年には加賀藩のこれまでの一連の寺社統制策が完了したことを意味するものであったと考えられる。

なお、上記の①から⑥の寺社改めは、新たな課税対象地としての領地の的確な掌握のため、また、寄進地の領域や面積の曖昧なものなどの精査という視点からの寺社改めを実施したものと考えることができる。そのような意味合いにおいて、改作法実施の精神を寺社に拡大しようとしたのが寺社の拝領地改めであった。大桑齊は「加賀藩の寺社改め」において「寛永・慶安の寺社改めが農政上の施策と密接に関連するものであり、加えて、その布達された承応元(1652)年の改作法がスタートの年であることを

知るとき、単なる寺院統制・宗教統制という以上のものを見なければならない。」²⁷⁾と指摘している。

ここで、寺社の拝領地改めと改作法に関わりについて補足的に記しておく、加賀藩初期の諸政策のなかで、最も緊急でかつ根本的な問題は生産力の掌握と年貢の確定であった。そのため、土地の生産力を数量的に把握するとともに、新たに出分を打ち出し、これによる年貢の増収を図ることであった。慶長10(1605)年の砺波・射水・氷見の三郡における総検地の結果、大多数の村において村高が増加したと考えられる²⁸⁾。その後、加賀藩三代藩主利常が、藩政初期以来の農政の反省の上に立って、慶安4(1651)年に着手され明暦2(1656)年までに行われた農政改革「改作法」を実施した。この結果、本百姓など農業労働力が確保され、農業経営が安定化し、よって農民の再生産を可能にしたことである。すなわち、この改作法は領民すべてに土地を占有させその代価として年貢を納入させるものであり、そのためには、検地による領内全域の土地の調査と占有者・年貢負担者の確定が必要であった。農地については十村制度を活用し、村請制により安定的な年

貢収納がはかられた。

かくて、改作法によって農地・農民の掌握が達成され、武家の給人知（家臣の俸祿）直支配の禁止など農地に対する政策が功を奏した。一方、利家・利長時代に行った寺社に対する懐柔策から寺領・居屋敷の寄進が進められたが、寺領境も曖昧なものも多くあったようである。そのため寺社の拝領地改めが不可欠であったのであろう。

1-3. 寺社改めの帰結として公的寺社の指定

(1) 「延宝年中加越能社寺来歴」

「延宝年中加越能社寺来歴」²⁹⁾は、延宝2～3年

に書き上げられた寺社の由緒・建造物目録等を集録している。延宝2～3年の寺社改めは、その由緒書上からみると、前田氏一門の、a. 菩提所、b. 息災延命、病氣平癒・安産などの祈祷所、c. その他、前田氏の外護により藩の公費で修繕や修復を受けることの出来る寺社に大別できる。即ち「社寺来歴」に登載された寺社は、前田氏一門の菩提所・祈祷所・外護所として藩の特別保護を受ける、いわば藩の「公的寺社」を認定したものと考えられる。ここで、「社寺来歴」に登載されている寺社を由来書の内容から上記のa・b・cに分類した寺社を挙げておくこととする。

ア. 菩提所・位牌安置所

- ・小立野天徳院（天徳院様菩提所、利常様建立）
- ・泉野寺町玉泉寺天満宮（玉泉院様発願により建立、寛永6年より祈祷申付けられ、寛永16年玉泉寺位牌所）
- ・小立野経王寺（寿福院様菩提寺・前田家の祈祷所）
- ・小立野如来寺（権現様御位牌安置、天徳院様位牌所）
- ・金沢卯辰妙泰寺（前中納言様御姫玉泉院様御養子理性院殿寿貞大姉御菩提所）
- ・七尾長齡寺（利家御母上の御影・御位牌安置菩提所）
- ・瑞龍寺（寛文3年御普請、利長様菩提所）
- ・亀占庵、林洞庵、法性庵、東漸庵は瑞龍寺の塔頭寺
- ・繁久寺（瑞龍寺御廟守）
- ・桃雲寺（高德院様遺言により御廟築かれ、瑞龍院様建立）※「貞享2年由来書」
- ・芳春院（芳春院位牌を安置）※「貞享2年由来書」
- ・梯天満宮松雲庵（北野天神遷宮・天神御影奉納、前田家代々氏神社、御祈祷所）

イ. 祈祷社寺

- ・金沢卯辰八幡宮（御城下神社之御祈祷所）
- ・小松養福院（利長様息災延命・安全祈願の為建立）
- ・金沢野町神明宮（利長様祈祷の為に建立）
- ・金沢山伏観行院（利長様・利光様代々御祈祷所被仰付けられる）
- ・三崎神社（利家病氣平癒の祈祷、以来代々の祈祷所）
- ・卯辰山愛宕社明王院（利家様御祈祷所）
- ・安居安居寺（慶長11年、利長様祈願所仰付けられ）
- ・立山岩峯寺（利家様寄進、利長・利常様諸堂修復、正保4年、利常様より犬千代様祈祷）

- ・立山芦峯寺（利家様寄進、利長・利常様諸堂修復、芳春院様・玉泉院様姥堂御参詣）
 - ・小立野波着寺八幡宮（利家様御代本丸に安置）
 - ・小立野愛宕社宝幢寺（祈祷并頭寺を勤める）
 - ・越中大岩不動日石寺（加賀守様御代々御祈祷寺に仰付けられる）
- ウ．御産神之宮など
- ・長谷観音院（前田家の御産神之宮に仰付けられる、利常様建立）
 - ・北中糸村山王社（利家様以来、御前様御懐胎之時分御帯被成）
- エ．前田氏諸堂建立・修復などゆかりの社寺
- ・小立野宝門寺（利家様と師檀の契約有り）
 - ・伝燈寺（微妙院様ゆかり）
 - ・泉野寺町稲荷社（利常様御代建立）
 - ・同稲荷真長寺（微妙院様建立）
 - ・白山比咩神社（利家様白山堂建立）
 - ・宮腰佐那武大野湊神社（利家様御造営）
 - ・小立野献珠寺（家臣横山外記老母の為微妙院の意により建立）
 - ・金沢野田寺町長久寺（開基は利家様御妹子様高島石見守殿御後室）
 - ・黒津舟小浜神社（利長様再興）
 - ・越中高岡稲荷社（利長様建立）
 - ・能登一宮気多神社（天正10年、利家様より社領寄進）
 - ・越中二上山二上神社并養老寺（利長様社頭修理）
 - ・射水郡一宮（利常様建立）
 - ・多田八幡（利長様ゆかり）
 - ・越中一宮慶高寺（利常様建立）
 - ・俱利伽羅不動并長楽寺（利家様拝領）
 - ・能登三崎高座金分兩社（瑞龍院・微妙院・当御代御造営）
 - ・越中植生八幡宮（利長様参宮、帰陣後内陣御建立）
 - ・能登吹木山法住寺（利長様御建立）
 - ・能登櫛比総持寺（利家様御建立、芳春院様山門建立）

上記のアの菩提寺は別として、イの祈祷寺は主として藩主及び一族のための祈祷であり、近世的領主主権の一つの形態である。また、イ及びウ・エの各寺社は領主加賀藩主の外護を受けたいわゆる由緒寺院として領主の宗教的権威を代行する機能を与えられていたのである。

(2) 貞享2年の「寺社由来書」

貞享2（1685）年4月3日、利常は領内すべての

寺社に対し、藩の統一書式に従って由緒書を提出するよう布達した³⁰⁾。

御手前並下寺社不残由来御尋候條、由来書付、且又縁記（起カ）・寄進状之分者、別紙目録記、触下寺社面々より兩通書付被集、調次第一所に早速可被差越候。當六・七月限り可被出候。書付発端並終之文言遣之候間、可被得其意候。披見以後可在判形候、恐惶謹言

丑四月三日

不破彦三 判
富田治部左衛門

この布達によって加越能三カ国の触下寺庵ごとに提出され纏められたものが「貞享二年寺社由緒書上」³¹⁾であり、貞享4（1687）年3月にこれらの寺社の中から菩提所を除いて寺社領を有するもののみをリストアップしたものが「寺社由来書」³²⁾である。「寺社由来書」の概目の後に「貞享四年三月 御菩提所之外、寺社方御寺領御社領等被下置候分、由来書」と記されている。次に「寺社由来書」に登載された寺社の由来をみると、桃雲寺（高德院様遺言により御廟築かれ、瑞龍院様建立）・芳春院（芳春院位牌を安置）・東漸寺・林洞寺・亀占寺・法性寺以外の寺社、そのほとんどが前田氏の統治以前からの由緒を有している次にあげる社寺である。また、「寺社由

来書」にリストアップされた50カ寺社のうち20カ寺社は既に「延宝貳年社寺来歴」に登載された寺社である。

A. すでに「延宝貳年社寺来歴」に登載されている社寺

・惣持寺・繁久寺・伝燈寺・波着寺・明王院・長楽寺・安居寺・二上山養老寺・大岩山日石寺・室幢寺・立山岩峯寺・中宮姥堂・小松天神社・石川郡寺中・法住寺・黒津舟・埴生八幡宮・高岡稲荷神社・三崎金分・高座神社・能州一宮・慶高寺

B. 「貞享二年寺社由来」に初めて登載された社寺

・永光寺・光禪寺・蓮江寺・靈泉寺・金峯寺・海門寺・高勝寺・長福院・成喜坊・遍照坊・石動山天平寺・明日山法福寺・円福院・吉祥坊・大福寺・宝泉寺・下白山・能登郡所口神社・小浜神社・勝興寺・国泰寺

（表2）延宝2年「社寺来歴」・貞享2年「寺社由来」に登載された宗派別寺社数

	曹	臨	真	台	浄	日	一	社	時	合計
延宝「社寺来歴」	7	1	12	2	1	2	0	14	1	41
貞享「寺社由来」	15	2	16	3	0	0	1	9	0	47
共通	1	1	9	2	0	0	0	8	0	21

寛永13（1636）年の拝領地改めに始まる寺社改めはこの貞享2年の由緒書提出を以て一応の帰結となり、加賀藩における寺社の整理と菩提寺や祈祷寺など公的寺社としての各寺社の格付けがなされたことになる。以後、藩政期を通して寺社の基本台帳としての役割を果たしたのである。なお、この年は、貞享2（1685）年11月22日付で新規の祭礼が差留とな

っている³³⁾。また、寺社のみならず、諸臣・家柄町人・御扶持人十村・非人頭なども由緒書上を提出させられており、寺社由緒書上もその一環であった。

次に天正期以降、前田利家・利長・利常から寄進・安堵などの保護を与えられてきた寺社名を（表3）により整理し、藩の対寺社統制策の方向をみることにしたい。

(表3) 加賀藩領における社寺の「社寺来歴」・「寺社由来」掲載比較一覧

社寺名	宗派	延宝	貞享	由緒等	寄進・安堵などの年次・内容
宝円寺 七尾	曹	○		利家建立	天正9、創建、
気多神社 能登一宮	社	○	○		天正10、11、制札・700俵の田地寄進
妙成寺 能登	日				天正10、制札・
宝泉寺 道下	真		○	利家様入国折	天正10、10田俵の地寄進
海門寺 太田	曹		○		天正10、30田俵の地寄進
長福院 能登一宮	真		○	利家一社取立	天正10、200石居屋敷寄進
高勝寺 能登三崎	台		○	利長利常建立	天正12、30俵寄進
神明宮 金沢野町	社	○		利長建立	利長入国の時、稲荷社建立
三崎金分高座神社	社	○	○		天正14、利家田5町寄進
伊勢領御師堤源介	社				天正14、小坂の内120俵寄進
高德寺 矢波村	曹				天正14、大矢部村1町5段寄進
佐那武大野湊神社	社	○	○	利家再興	天正14、再興、2田町の地寄進
黒津舟社小浜神社	社	○	○	利家建立	天正14、再興、田2町の地寄進、制札
埴生八幡宮	社	○	○		天正14、60田俵の地寄進
櫛比総持寺 能登	曹	○	○	利家建立	天正15、再建
明日山法福寺	真		○		天正15、100俵の地寄進
永伝寺 石動	曹		○		天正15、山地寄進、55俵の地寄進
勝興寺 伏木	一		○		天正16、100俵の地寄進
立山芦峯焼堂 中宮寺	台	○	○	利家諸堂修復 芳春院・玉泉 院中宮参詣	天正16、100俵の地寄進
立山岩峯寺	台	○	○	立山御本社利 常建立	天正16、100俵の地寄進
所口神社 能登	社		○		天正17、利家より社領23石寄進
石動山天平寺	真		○		天正19、100俵の地寄進
長齡寺	曹	○		利家母御位牌	天正年中利家建立
福田村神主駿河	社				文禄2、諸役免除
白山比咩神社	社	○		利家建立	年次不詳、利家入国の時に建立
金峯寺	曹		○	利家出陣の旗 棹召上	利家の代、寺領10石寄進
成喜坊 羽咋 遍成坊	真		○	天神由緒	利家様御影并墓所
観行院 山伏 金沢	修験	○		利長・利光祈 禱所	利家の代 祈祷
長久寺 野田寺町	曹	○		開基利家縁戚	慶長5、30石の地寄進
桃雲寺	曹		○		慶長5、創建(利家廟所)
蓮江寺 輪島	曹		○		慶長5、10石の地寄進
卯辰愛宕社明王院	真	○	○	利家祈祷所	慶長5、利長建立

北中条村山王社	社	○		前田氏氏神	利長室建立、米30表寄進
総持寺塔頭芳春院	曹		○	芳春院菩提所	慶長6、創建
信光寺 砺波郡	曹				慶長6、域内を安堵
称念寺 寺家村	一				慶長8、寺家村分1段20歩寄進
愛宕社宝幢寺	真	○	○	利長建立	慶長9、利長建立
善徳寺 城端	一				慶長9、屋敷地子免除
国泰寺 西田村	臨		○		慶長10、検地後も知行不変安堵
安居寺 砺波郡 観音堂	真	○	○		慶長11、諸堂再建
因徳寺	一				慶長12、旧刑場を与える
二上神社并養老寺	真	○	○	利長社頭修理	慶長15、6石7斗の地寄進
二上山金光院	真				慶長15、支配地安堵
高岡稻荷社	社	○	○	古肥前勧請	慶長15、古肥前勧請
俱利伽羅明王院	真				慶長16、53石安堵
下白山	社		○	利長寄進	慶長16、33石3斗の地寄進
徳翁寺	曹				慶長17、屋敷地安堵
永久寺 卯辰山	真		○	祈祷寺	慶長17利家より居屋敷拝領
法門寺 高岡	曹				慶長18、創建(後の瑞龍寺)
上日寺 氷見	真				慶長19、山林4町に5町程寄進
常泉寺 小津	曹				慶長20、門前地寄進
卯辰山長谷観音院 山王社	真	○		利常建立	元和2、利常建立
卯辰八幡宮	社	○		利常建立	年次不詳、利常建立
波着寺 八幡宮	真	○	○	利家	年次不詳、卯辰八幡宮を城内に安置
千光寺 芹谷	真				元和3、制札
高岡天満宮	社				元和3、金沢泉野に移す
金沢寺 卯辰	真				元和5、屋敷地寄進
安養寺 徳田	真				元和7、屋敷地12石寄進
霊泉寺 七尾	曹		○		元和7、15石余寄進
俱利伽羅不動堂 并長楽寺	真	○	○		元和7、95石余寄進
円福院 羽咋 吉祥坊	真		○	利家拝領	元和7、利常より居屋敷・寺領拝領
稻荷社 泉野寺町	社	○		利常建立	元和8、利常建立
稻荷真長寺	真	○		利常建立	元和8、利常、稻荷社別当として建立
愛宕寺 鹿島郡	真				元和8、屋敷地寄進

常通寺 鹿島郡	一				元和8、屋敷地寄進
妙泰寺 卯辰	日	○		利長等菩提所	元和9、
永光寺 射水郡	曹		○		寛永3、寺屋敷3石の所検地免除
永福寺 射水郡	一				寛永3、寺屋敷3石の所検地免除
玉泉寺 天満宮	時	○		玉泉院発願	寛永6、浄禅寺を改め、
多田八幡 小松	社	○		利長参詣	寛永10、利長参詣
貝勝寺 上市	曹				寛永15、江湖執行当年地子米 免除
敷地天神社	社				寛永15、社領安堵
春日社 山上村	社				寛永15、居屋敷を寄進
繁久寺 高岡	曹	○	○		正保2、5万2千700歩余寄進
巖照寺 般若野	一				正保4、寺屋敷拝領届
梯天満宮松雲庵 (小松天神社)	社 社	○	○	利長参詣 微妙院建立 前田家の氏神	慶安2、制札、寛永10 筑前守参詣
大福寺 富来	真		○		慶安2、20俵、20石を寄進
吠木山法住寺	真	○	○		慶安2、30俵を寄進
慶高寺 一宮村	真	○	○	利常諸堂建立	慶安3、寺領10俵の地寄進
熊甲社 鹿島郡	社				慶安4、1反を寄進
猷珠寺 小立野	曹	○		微妙院建立	慶安4、寺領30石の地寄進
養福院	真	○		利常建立	承応2、利常建立
光禅寺 氷見	曹		○		承応3、6石を寄進
瑞龍寺	曹	○		利長菩提所	承応3、300石寄進
伝燈寺	臨	○	○	微妙院再興	承応3、100石寄進
天徳院	曹	○		天徳院菩提所	承応3、500石寄進
経王寺	日	○		寿福院菩提所	承応3、20石寄進
大岩不動日石寺	真	○	○	加賀守祈禱寺	明暦2、寺領20石の所寄進
高岡法華宗八か寺	日				明暦2、高岡に寺地拝領
瑞龍寺塔頭亀占庵	曹		○	利常建立	明暦3、創建
同上 法性庵	曹		○	利常建立	明暦3、創建
同上 東漸庵	曹		○	加賀守建立	万治2、50石寄進
同上 林洞庵	曹		○	加賀守建立	万治2、50石寄進
如来寺	浄	○		天徳院建立	万治3、200石寄進
95		41	47		

註1 上記の表は加賀藩史料・延宝2年の「加越能寺社来歴」及び貞享2年の「貞享二年寺社由緒書上」、『富山県史』通史近世編下第2 1俵、大桑斉「解説 加賀藩の寺社改め」表1（『加越能寺社由来』）より作成

2 宗派欄の曹=曹洞宗 臨=臨濟宗、真=真言宗、台=天台宗、浄=浄土宗、日=日蓮宗一=浄土真

宗（一向宗）、社＝神社

3 寺社の順番は、各寺社の最初の寄進・安堵の年号順とした

上記の表にみると、天正9（1581）年から万治3（1660）年にいたる間、加賀藩が発給した領内の寺社に対する寺領寄進及び安堵などの特権付与の件数は、全件数95件、その内、神社22社、曹洞宗27カ寺、臨濟宗2カ寺、真言宗27カ寺、天台宗3カ寺、一向宗7カ寺、日蓮宗4カ寺、浄土宗1カ寺、時宗1カ寺、修験1カ寺、全体で95社寺である。なかでも前田氏や加賀藩の菩提寺やゆかりが深い曹洞宗が全体の29%で、祈禱を付託する密教（真言宗・天台宗）が30カ寺で両者で60%、さらに神社を加えると83%を占め、加賀藩が重視する宗教的な考え方がうかがえる。一向一揆を起こした一向宗はわずか7カ寺で1%にもならない。日蓮宗もわずか2カ寺に過ぎない。また、改作法の準備段階で実施された慶安の総検地を基準にみると、以前が75カ寺79%、以後が20カ寺19%で藩政初期に集中しているかが窺える。なお、以後の20カ寺のうち、18カ寺が「社寺来歴」・「寺社由来」に登載され公的な寺社として認められている。また、「社寺来歴」・「寺社由来」に登載されなかった社寺27カ寺のうち、能登・越中が25カ寺におよび、政初期に寄進・安堵を受けた社寺の殆どが金沢を中心とした地域に集中しているのである。結局、「寺社来歴」や「由緒書上」による寺社改めが如何に意図的な施策であったかである。

1-4. 加賀藩の宗教政策と立山

(1) 芦峯媯堂中宮寺と岩峯立山寺の加賀藩における位置付け

上記でみてきたとおり、藩の寺社政策において立山の芦峯媯堂中宮寺と岩峯立山寺は「社寺来歴」・「寺社由来」共に登載されており、藩の公的な寺院として確定し、bの役割とcの外護を受けることとなったのである。なお、cについては、いわゆる公費による普請＝御普請の寺院と認定されている。

このような藩からの外護を受ける根拠としては天正16年の前田利家の寄進状³⁴⁾・³⁵⁾に依拠するものである。

當村之内を以、媯堂江為新寄進百俵之候。全有寺務、諸堂伽藍成次第被加修理、勸行等不可有油断候。仍寄進状、如件。

天正十六

十一月晦日

(前田)
筑前守
利家印

立山中宮寺

衆徒・社人中

岩峯村之内ヲ以、立山権現江為新寄進、百俵進之候。全有寺納、諸堂被為造營祭礼勸行、不可有油断候。仍寄進状、如件。

天正十六

(前田)
筑前守
利家印

立山寺

衆徒神主

ア. 寄進・安堵の状況及び外護

寄進・安堵の状況 こうした藩の寺社政策において、芦峯媯堂中宮寺と岩峯立山寺の寺領寄進・安堵は前田利家によって天正16（1588）年に100俵の地の寄進に始まり、その後の利長・利常など藩主から衆徒神主諸役免除・山銭免除などの特権が付与されており、安堵を含めると16件（回）にも及び、その他の諸宗、曹洞宗・臨濟宗・真言宗・一向宗などに対する寄進・安堵の回数を見ても最も多い。ちなみに、次に多い伊勢御師堤源介（氷見）・今石動永伝寺・瑞籠寺・安居寺は各々3件（回）であることをみると芦峯媯堂中宮寺と岩峯立山寺は異常に多いことがわかる。なお、芦峯寺・岩峯寺に対する寺領寄進高については各50石、両寺合わせて100石である。ちなみに、中世以来真言宗の古刹である石動山天平寺については、天正19（1591）年に100俵（後の50

石)、承応元(1652)年に100石が加増されているが、同じく真言宗の古刹大岩山日石寺は、明暦2年に寺領20石の地が寄進されているに過ぎない。また、白山についても、慶長元(1596)年に白山比咩神社社殿の再興が最初の保護策として登場³⁶⁾する。その後、慶長16(1611)年に33石3斗の地が寄進されている³⁷⁾のみであった。

このように見てくると、延宝2年「延宝年中加越能社寺来歴」に見える加賀藩の菩提所として厚遇さ

れた曹洞宗寺院は別格として、寺領寄進・安堵のほか他の寺社には見られない衆徒神主緒役免除・神領外上申地諸役免除山銭免除などといった諸役免除の特権が与えられている立山の両嶺は、取りも直さず藩によって大きな“期待”が懸けられていることを示している。その期待とは、一に、信州・飛騨との国境の警備に係わる事柄、二つに平安後期からの立山信仰に係る修験の寺としての祈禱力を挙げる事ができる。

(表4) 芦峯中宮寺・岩嶺立山寺に対する寺領寄進・安堵・諸役免除など特権付与

年号	芦峯 中宮寺	岩嶺 立山寺
	内 容 (発給者)	内 容 (発給者)
天正 16・11	同所内100俵の地寄進 (前田利家)	同所内100俵の地寄進 (前田利家)
同 18・2	衆徒神主緒役免除 (前田安勝)	衆徒神主緒役 免除 (前田安勝)
文禄 5・6	神領外上申地諸役免除 (岡嶋一吉)	
文禄 5・7		神領外上申地諸役免除 (岡嶋一吉)
慶長 7・12	100俵の寺領安堵 (前田利長)	100俵の寺領安堵 (前田利長)
同 8・2	山銭免除先例により (前田利長)	山銭免除先例により (横山長知)
同 17・10		利長本復祈願米俵 (前田利光)
同 17		講堂社壇拝殿再建 (前田利長)
同 20・2	寺領100俵の地安堵 (前田利光)	
元和 1・10		寺領100の地安堵 (前田利光)
元和 4・3	寺領50石の地諸役免除 (前田利光)	
同 3		室堂再建 (玉泉院夫人)
明暦 元・7	衆徒社人旧の如く諸役免除 (山本清三郎)	

前田氏は、藩政当初から領国支配を進める上で信州ルートは国境管理上からも枢要地であると認識しており、この信越ルートの問題は黒部奥山廻り役を設置するなど加賀藩にとってゆゆしき問題であった。一例をあげれば、寛永の頃、いわゆる「不審なるもの」が立山を徘徊し、さらに、浪人・山賊等の輩そして「他国路通之徒」が頻繁に往来していたのである。なお、元禄12年の記録に、「ザラ越えは難所で牛が通れない」と報告しており³⁸⁾、牛の通行を

試みるほどに物量の需要があったことをうかがわせるものである。

- 一 同郡芦峯寺村ヨリはりの木峠へ掛り、信州之内野口村と申在所江罷出申候、ざらと申難所ニ而牛通り不申候、

元禄十二年三月廿三日 山廻内山村三郎左右門

この後、慶安元(1648)年6月、ザラザラ越や黒

部奥山の入り口に位置する蘆峯村の三左衛門父子を召し出して奥山の様子を聞き糺し、更に藩吏を随行させて黒部奥山を探検調査させている³⁹⁾。

外 護 保護のうち目にみえるものは公費による普請＝御普請の寺院と認定されていることである。「加越能文庫」所収の古記録のうち、①「寺社方旧記抜書」（天保7年写し）②「加越能社寺詳細帳御府外之部」（昭和8年写し）③「寺社奉行留書」（寛政年間～文久2年）④「加越能寺社方御普請所附」（文化3年写し）⑤「御添印帳之内より抜書之部」（文政7年以降）など藩の公的記録に岩峯寺・芦峯寺の名が見える。

詳例として「寺社奉行留書」（寛政年間～文久2年）の記事から岩峯寺・芦峯寺に係る記事（項目のみ）を挙げておくこととする。

寛政7年11月	立山芦峯寺大宮社堂、去冬大風之節、古木風折、社堂へ掛、及大破候ニ付、修復の事
同	立山岩峯寺社堂御修復の事
文化4年	立山御本社御建直の事
文化6年	立山岩峯寺大権現正遷宮御入用の事
文化10年	立山芦峯寺本社屋根葺替の事
文化11年	立山芦峯寺姥堂遷仏入用銀の事
文政12年	立山大権現御修復の事
天保14年	立山御本社棟札之儀ニ付御尋御答書
万延元年	立山本社建替の事

この他、御普請が適応された越中の社寺には、埴生八幡・安居寺・伏木一宮・瑞龍寺・瑞龍寺塔頭4寺・繁久寺・日石寺・岩峯寺・芦峯寺・立山・石動山天平寺・国泰寺がある。

イ. 祈禱寺など公的役割

先述の如く、慶長・元和（1596～1623）期においては、加賀藩は他の寺社と同様に立山に対しても寺領寄進や寺領安堵を通して加賀藩治下に置く体制を

確固たるものとしていったのである。こうした藩の対応に対して、岩峯立山寺・芦峯媯堂中宮寺がなすべき宗教活動は、第一に岩峯立山寺であれば岩峯寺村人、芦峯媯堂中宮寺であれば芦峯寺村民の宗旨人別帳による管轄住民など民事的義務を果たすこと⁴⁰⁾。第二に祈禱寺として藩主や幕府に係る人々の病氣快癒や五穀豊穰の祈禱を勤めること、第三には先述したように立山を通行する者のチェックであった。

なお加賀藩は、承応元（1632）年（カ）領内の祈禱寺院として、加賀長谷観音・白山・那谷・立山・埴生・石動の六か所を挙げ、祈禱寺としての位置づけを明確にしている⁴¹⁾。

中納言様為御祈禱、従犬千代様長谷観音・白山・立山・埴生・石動山於六ヶ所ニ被仰付候、如當春之被執行、来正月御札早々上候様ニ各へ可申達之旨、小松津田玄蕃・横山左衛門・前田出雲守方より申来候條、右社ニ被申渡尤候、

（承応元年カ）
十二月十五日

長九郎左衛門
小幡 宮内
本多安房守

岡島一郎兵衛 殿
葛 卷 藏 人 殿

近世初期、慶長17（1612）年から天和3（1683）年までの岩峯立山寺・媯堂中宮寺が行った祈禱に関する実態は、岩峯寺雄山神社文書や芦峯寺一山会文書の史料や『加賀藩資料』・『国事雑抄』などの史料から岩峯寺・芦峯寺に関わる初期の祈禱は表5のような内容となる。

(表5-1) 岩嶺寺における祈禱の実績

年次	岩嶺寺関係
慶長17	藩主利常、利長の病氣平癒の祈禱。
(慶長18)	奥村栄明、利常長女亀鶴姫誕生の祈禱。
(慶長)	岩嶺寺別当、利長夫妻のために祈禱札と牛王を納める。
(慶長19)	岩嶺寺円光坊、祈禱巻数・供物などを故利長室玉泉院に進める。
(慶長)	岩嶺寺衆徒より祈禱札・護符などを玉泉院に進める。
(元和)	岩嶺寺円光坊、玉泉院織田氏のために祈禱する。
年不詳	岩嶺寺座主、玉泉院に祈禱の巻数などを進める。
(元和元)	藩主利常、室天徳院の安産と産後の快癒の祈禱
(同)	延命院、利常に祈禱札・護符を献ずる。
(同)	藩主利常、將軍秀忠の室の病氣平癒の祈禱。
(元和)	立山寺、祈念の札・護符などを利常に献ずる。
(元和)	岩嶺寺延命院、天徳院に祈禱巻数を進める。
(元和6)	藩、立山寺に天徳院の安産を祈念
(元和8)	利常、室天徳院の産後の病平癒を祈禱せしめる。
(寛永3)	利常、室天徳院の産後の病平癒の祈禱札を江戸へ送る。
(寛永)	老臣横山長知、藩主前田光高の安泰の祈禱札を渡付せしむ。※
(寛永)	老臣横山長知、藩主前田光高の安泰の祈禱札を利次に渡付せしむ。
(寛永15)	藩主利常、末子利治の痘瘡平癒の祈禱。
(年不詳)	藩主光高、利常の病氣平癒の祈禱。※
(寛永20)	光高室の侍臣、光高室大姫の安産平癒の祈禱。
(同)	藩主利常、室大姫の男子誕生の祈禱。
(正保)	藩、利常の瘧平癒の祈禱。
(正保2)	藩主光高侍臣、前田綱紀の痘瘡平癒の祈禱。
(正保3)	富山藩主前田利次、前田綱紀の痘瘡平癒の祈禱
(正保2)	前田綱紀侍臣前田知辰、前田綱紀安泰の祈禱。
(正保2)	藩寺社奉行、前田綱紀瘧平癒の祈禱。
(正保4)	藩主利常、前田綱紀安泰の祈禱。
(慶安元)	前田利次侍臣堀田重昌、利次室鳥居氏の病氣平癒の祈禱
(慶安3)	富山藩主前田利次の命により、將軍徳川家光の病氣平癒を祈らしむ。
(慶安5)	藩主綱紀、厄歳除去を加賀白山・越中立山など六カ所に祈禱を命ずる。
(承応元)	藩寄合所、利常のための祈禱を立山など六カ所に祈禱を命ずる。
(承応3)	藩寄合所、利常のための祈禱を立山など六カ所に祈禱を命ずる。
(明暦2)	藩主綱紀、室清泰院痘瘡の平癒の祈禱。
(天和2)	藩主綱紀の節姫、父綱紀の病氣平癒の祈禱。※
(天和3)	藩主綱紀の節姫、父綱紀の厄歳除去の祈禱。※

(表5-2) 芦峯寺における祈禱の実績

年次	内容
(年不詳)	前田光高、利常の病氣平癒の祈禱※
(寛永6~15)	前田利次、兄光高の癰平癒の祈禱
(寛永18)	前田光高、江戸若君の息災の祈禱※
(寛永21)	藩、前田犬千代の為に祈禱※
(年不詳)	前田利常、江戸に在って、祈禱札を納めしむ
同	利常、祈禱のお礼 3件
(正保)	藩年寄衆、藩主光高の命を受け、藩、利常の癰平癒を祈らしむ
(正保2)	前田利常の侍臣前田知辰、犬千代(綱紀)の祈禱札を納めしむ
(承応元)	前田利常の侍臣前田知辰、利常の祈禱札を納めしむ
(承応元)	藩、前田利常への祈禱札を受け取り、綱紀のための祈禱札を届けさせる
(寛文3)	藩寺社奉行、將軍徳川家綱成長の祈禱
(天和2)	金沢の節姫より綱紀のための祈禱を命じる※、

註※は「立山両寺(岩峯寺・芦峯寺)」と明記されている。

上記のように、立山寺の祈禱はそのほとんどが加賀藩主のあるいは室・姫の病氣平癒を祈禱するものであり、藩にとって岩峯立山寺・芦峯姥堂中宮寺は祈禱寺としての役割を重視するものであった。

なお、江戸中期以降の立山に求められら祈禱は、藩主一門などの病氣平癒の祈禱がわずかとなり、そのほとんどが「霖雨・水害などにつき五穀成就」「氣候不順、寒氣退かず、諸物の成熟遅きにより天候回復、五穀成就」「去冬、積雪薄く河川減水し、灌漑乏しく山川沼沢・五穀成就」などの五穀成就に係る祈禱であったことは時期時期の祈禱に対する藩

の祈念する内容が異なっていることも興味深いことである。

岩峯立山寺・芦峯姥堂中宮寺の祈禱寺としての実態は、(表4)に見られるように、多くの場合岩峯立山寺であったと思われる。このことについては、芦峯寺においても、正徳元年の芦峯寺が立山寺であると主張する願書に「芦峯寺ハ姥堂_註御寄進被遊候、然共(藩主への)御祈禱之札上ケ申格式無御座候」⁴²⁾と記し、本来的には祈禱寺という認識が薄かったと思われる。

2. 立山信仰の近世的展開

2-1. 岩峯寺・芦峯寺の門流総論と加賀藩

先述したとおり、岩峯立山寺・芦峯姥堂中宮寺は、藩の祈禱寺院として、また、堂塔の御普請など外護を受ける寺院として、いわば菩提寺に次ぐ藩の公的な寺院群の一つとして位置づけられていた。また、両宗教村落は年貢を課する村に位置づけられ、寺社

奉行支配下に置かれていたのである。なお、門流争論の対応については、寺社奉行の仲介により公事場奉行の裁許するところとなった。

岩峯立山寺・芦峯姥堂中宮寺の争論(正徳・文化)において「立山大権現の名称使用」および立山大権現の「別当」を呼称する件については宗教的(門流)

争論、戸銭・山銭の徴収、六十六部納経帳の権利に関する件については経済的利権をめぐる争論、と解することができる。また、配札廻壇活動、堂塔の修繕に係る件やそのための費用捻出のための出開帳などは藩当局の許認可事項であった。そのほか立山参詣に係る旅宿、道路通行に関してのトラブルもやはり藩当局の判断に委ねられる問題であった。元和5年に定められた寺社奉行の職制にみると宗門争論は原則としてその宗派の触頭に任されており、余程のことでない限り藩への訴えは認められなかった⁴⁴⁾。しかし、岩峯寺・芦峯寺の争論の場合、宗教的にも経済的にも輻輳し多岐にわたる問題であったために藩の裁許を仰ぐことになったと考えられる。芦峯寺・岩峯寺の争論の主たるものは、「立山権現の名称使用」及び「別当」と呼称する件についてである。そもそも、「権現」とは、仏・菩薩が衆生利益のため、権りに人身などを現すことであり、それゆえ「立山権現」とは立山の「山神」が衆生利益のため「権現」という形で現世に出現したもので、いわゆる「立山信仰」の原体であるといえる。一般的には、こうした山神と仏との関係を仏教側において理論づけたのが、「権現」の誕生であった⁴⁵⁾。

「立山権現」の出現は、文献的には、十卷本『伊呂波字類抄』「立山大菩薩」及び『類聚既驗抄』・『神道集』卷第四ノ二十「越中國立山権現」にみえるのが初見である。以来、立山に顕現する神仏が「立山権現」であり、この「立山権現」を祀る信仰がいわゆる「立山信仰」であった。それ故に、近世になっても「立山権現」を祀る本寺が何処なのかは、すなわち、「立山信仰」を進める拠所が何処であるかが問題であった。芦峯寺・岩峯寺の「立山大権現の名称使用」および「別当」を呼称する宗教的争論はここに起因するのである。

ところで、争論に見られる門流の争いの手続きは、当該者である岩峯立山寺・芦峯熈堂中宮寺から願書・答書の形で窓口である寺社奉行に提出するが、実際的には公事場の指示により公判が開かれ、両方

の立場を吟味し、裁定を行うのが藩の公事場においてであった。寺社奉行には裁定権が無く、公事場への取次ぎの役割を果たしていたに過ぎなかった⁴⁶⁾。

ここで、両寺の争論の概要をみながら、加賀藩のこの争論に対する考え方を窺うことにしたい。

芦峯寺が立山権現を呼称する事例は、文明7(1475)年5月、神保長誠から蘆峯百姓に宛出された寄進状に「就立山権現社頭并拜殿造営儀」⁴⁶⁾と記された1件のみである。以後、佐々成政・前田利家をはじめ加賀藩主の芦峯寺宛の文書には「立山権現」の四文字は全く登場しない⁴⁷⁾。一方、岩峯寺宛の文書には、天正11(1583)年霜月、佐々成政が岩峯寺延命院他22坊に宛て出された寄進状に「立山権現勤行無懈怠之旨」⁴⁸⁾の文言があり、その後も、天正16(1587)年の前田利家の寄進状に「立山権現へ寄進」⁴⁹⁾、慶長年中、利長室玉泉院の消息に「りゅうさんごんげん(立山権現)さまへ、御みとちやうなされ候て」⁵⁰⁾、元和元(1615)年の利常の安堵状に「立山権現江寄進」⁵¹⁾などとの文言が見られる。これらから察するに、加賀藩では、藩政当初から岩峯立山寺を「立山権現」の別当所としての認識を示していたものと思われる。一方、芦峯寺に対しては、中世以来、神保氏・寺嶋氏・佐々成政・前田利家などの武將が庇護してきた姥尊信仰の寺としての認識であったのであろう。しかし、加賀藩は、こうした認識を、争論においても権威による一方的な裁許によらず、争論をとおして、両者の言い分の中で公事場の吟味により納得を引き出す形で藩の本意を示していったものと思われる。宝永・正徳及び文化12年の争論がこのことをよく示している。このような藩の気遣いの背景には、加賀藩の立山対策において宗教的にも経済的にも両寺がともに立ち行くことが望ましいとの判断があったものと考えられる。

ところで争点となっている「両寺同格」・「立山大権現の呼称の使用」は、岩峯寺及び芦峯寺にとってどのような利をもたらしたものであろうか。

宝永・正徳（1704～1715）の争論^{52）～56）}において、芦峯寺の認識は、岩峯寺・芦峯寺は共に慈興上人の弟子でありその法脈を継承しているとの認識から芦峯寺と岩峯寺は「法水一流の両派」であるとし、それゆえに、立山大権現は両所共有の呼称であり、岩峯寺のみの呼称ではないとの主張であった。言うならば、芦峯寺の主張は「両寺は本来一流」であり、一方、岩峯寺の認識は「両流の間柄において時々争論」と表現し、芦峯寺と岩峯寺は「両流であり、本来別々のもの」とあると言うものである。

こうした争論の性格は、「天台宗ニ而、無本山」とする立山両寺の内的な「門流」の争論であると考えられる。藩は、このような争論に対して、正徳元年、公事場において裁決をした。その結果は、「立山本寺別当」の呼称を岩峯寺に認め、芦峯寺には認めなかったのである。すなわち立山の本寺は岩峯寺であり、ひいては「立山大権現」を祀るのも岩峯寺であるとしたのである。加えて藩はこの正徳の裁決において、岩峯寺に対しては御戸銭・室堂入銭・六十六部納経帳など立山参詣者に係わる経済的権利を認め、芦峯寺に対しては、開山祭礼の執行および他領他国への配札活動を認めたのである。この裁決は芦峯寺もやむを得ず納得したことであった。しかるに、正徳の裁決に対する両峯の了解事項も百年を経た文化期（文化7（1810）年から同13（1816）年）には両者の間に認識の違いや思惑の違いが生じ再び争論が起きている。その争点^{53）}については、「元来立山ハ一派之天台宗ニ而、無本山地故、両寺之外法類茂無御座候、相勤居申候ニ付、一山両寺ト相心得罷在、旧記伝来不仕候得共^{54）}」と言い、芦峯寺の主張は再び「両寺同格の事」や、「立山権現の呼称」を主張するものであった。

「両寺同格の事」については、芦峯寺は岩峯寺と同様に「立山寺」のお墨付きを頂戴しているという。しかし、現在、管見できる芦峯寺・岩峯寺に係る古文書には芦峯寺が立山寺と呼称した史実は見当たらない。両寺由緒の根拠となっている天正16（1588）

年11月の前田利家の寄進状^{55）}において、岩峯寺については、「立山寺衆徒神主」宛、同日、芦峯寺については「立山仲宮寺衆徒」宛となっている。藩では、公事場において双方の言い分、関係文書を吟味の上、正徳の裁決と同様な裁決を下しているのである。

文化期の争論について、公事場の言い分は「岩峯寺同様ニ峯御前本社附之衆徒社人と心得候儀ハ難相成」として、加賀藩は芦峯寺の主張する「両寺同格」を明確に否定した。こうした藩の裁決の経緯については次のようである。まず、公事場の質疑に対して芦峯寺の申す「大宮・若宮を立山両権現」については、「はきと縁起記無之而は信用難成候」として、さらに芦峯寺に尋ねるに、「岩峯寺之申峯御前堂并岩峯寺前堂ハ立山権現にては無之哉、いかが之事」と。芦峯寺が答えるには、峯御前堂（峯本社）を「立山大権現」と呼称することは当然としながらも、一方、芦峯寺が両宮即ち有若左右衛門の霊社を大宮、嫡男有頼の霊社を若宮としそれ故に両宮を「立山権現」と呼称すると主張した。これに対して、岩峯寺は「立山両権現ト申ハ峯御前堂ト岩峯寺前堂ト此両社ヲ奉称事ニ」と主張し、芦峯寺の言い分に異議を唱えている。これに対して、公事場奉行の見解は「芦峯寺ニ而大宮を立山権現本社ト申候得共、此義甚難弁」として、芦峯寺の「両寺同格」を認めなかったのである。

そして最後の決着は「依而、正徳元年公事場裁判之通可相心得義ニ候」とし、その理由を次のように述べている^{56）}。

其訳ハ、天正十六年御寄進状両方江振分被下置、岩峯寺ニハ立山権現江御寄進之百依を以、諸堂造営仕、祭礼勤行怠間敷と申義、御文面ニ相顕シ、寛文八年之制札ニ茂、立山岩峯寺別当式式拾四坊、諸事輪番を以可相勤旨調有之、芦峯寺ニハ媯堂江御寄進を以、寺務等油断仕間敷との御文面ニ而、本社江拘り候義無之候得ハ、芦峯寺より本社江拘り候義ハ一円難申

事ニ候、依而、正徳元年公事場裁判之通可相心得義
ニ候

かくて、争論の大前提となる「両寺同格」については、文化13年の段階では芦峯寺の言い分に対して「否」の判断がなされた。結局、藩は平安時代後期から形成されてきた「立山信仰」は、中世来「立山寺」と称し、立山大権現の別当所としてきた岩峯寺の言い分を是としたのである。藩の示した両寺門流の争論に対する判断の根拠は、基本的には、天正16年の両寺に対する寄進状がそのまま、由緒として固定化されていたことを示すものであった。すなわち、寺社の由緒について原則として前田氏入国以前の由緒来歴には触れず、利家の判物が、爾来、寺社の由緒の根拠とされたのである。「延宝貳年社寺来歴」に登載された寺社の事例はこのことを如実に物語っている。まさしく、加賀藩の寺社統制における近世的な立場が明確に示された裁決と考えられる。殊に、この正徳2年の裁決は、岩峯寺にとっては、立山信仰における中核寺院としての権威を保ち、立山参詣に係る諸権利を確保するものであった。岩峯寺の自負心を次の事例でみることにする。

天明2（1782）年2月の常願寺奥山葛谷の伐木反対につき願書のなかで、明和2（1765）年以後、岩峯寺は「立山七木御縮方之儀当場（御算用場）より急度申渡候間、左様ニ相意得可申旨被仰渡、奉其意罷在候」との立場を利用し、立山寺こそが立山権現の別当であることを主張せんがため、立山御林を「立山権現山」と呼称し、「山即御神体故神代之昔より立すわり、動きなき明山故立山と申ニ付、上々様御崇敬、依之御先代御寄進之地ニ候処」「立山之生木者縁起ニも神体之趣ニ御座候間、伐出候義ハ御容捨被成候様仕度由申聞候」とまで言い切っているのである⁵⁷⁾。なお、岩峯寺が立山山中の信仰域を管理していることの証左は貞享3（1686）年の「奉納越之中州立山絶頂寶藏一軸」（通称「立山寄付券記序」）⁵⁸⁾に記された内容に一目瞭然示されている。

こうした岩峯寺の権利は、芦峯寺においても「私共より貪着仕間敷候」と答えている。

ここにおいて、岩峯寺は、峯本社立山大権現の「別当」という格式と立山参詣者の立山登拝及び廻国六十六部納経帳に関する権利に有し、以後以前にも増して立山信仰の中核と自認することとなったのである。

2-2. 立山信仰の近世的展開

標記にいう立山信仰の近世的展開とは、「立山信仰」が庶民化し、かつ民衆化したことである。すなわち、中世においては道者や修験者などの宗教者の主体的活動によって支えられていた立山信仰が、近世に入って、殊に近世中期以降は、それまでの立山地獄信仰・十王信仰・血盆経信仰などの地獄信仰や阿弥陀信仰などが融合した山岳信仰に加えて、南北朝期から芦峯寺において崇敬されてきた媽尊信仰をも習合した特異な信仰形態として一般庶民に広く信奉され、芦峯寺の衆徒の積極的な布教活動によって士農工商などの身分を分かつた多くの檀那（信者）を得ることとなったのである。いわゆる「立山信仰」の庶民化であり、かつ民衆化である。こうした「立山信仰」の広がりには、多くは「立山曼荼羅」に依存するものであった。この「立山曼荼羅」は、芦峯寺・岩峯寺の衆徒の手によって、鎌倉時代に成立し⁵⁹⁾江戸初期に完成したと考えられる「立山開山縁起」⁶⁰⁾を中心のモチーフとする独創的な宗教理念が形成され、その理念を絵画化したものであり、「立山信仰」の布教のテキストとして活用されたのである。

一般に「文化の庶民化」とは、文化受容者が階層的に拡大して普及することをいうが、「民衆化」とは、文化の普及に民衆という主体を設定するもので、民衆がその主体的要求に従って文化のある部分を受容し摂取して再構成するところに見られる文化の普及をいう⁶¹⁾。すなわち、芦峯寺・岩峯寺の衆徒の活動による自己展開としての布教・教化という活動の結果というだけでは「庶民化」であっても「民衆化」ではない。立山信仰の「民衆化」とは、仏教を求め

た民衆の手によって主体的に取捨選択され、受容され、再構成されて民衆仏教となったものである。すなわち、宿坊の衆徒と檀那とが双方向的に行われた宗教活動によって「立山信仰」が「民衆化」したのである。「立山曼荼羅」を一例として取り上げるならば、「立山曼荼羅」の制作が必ずしも衆徒の手によって完結するものではなく、檀那(場)の興味関心や宗教的知識なども制作に反映され双方向的に制作されるものであり、具体的には、図柄の描き替えや加筆などが行われていることである。また、立山登拝のため「立山講」と称する講組織が形成され、その活動も「立山信仰」の受容者であり、檀那場や講の人々によって作り上げられたのが立山信仰の「民衆化」なのである。こうした「民衆化」に大きく寄与したのが「立山曼荼羅」の制作なのである。

ところで、一般的には近世における寺社の「文化活動」は幕府や藩による本末制度・寺檀制度などにより、さらには寺院法度などによって、中世のそれに比して著しく制約されることとなった。こうした点が近世に入って宗教が墮落したのだという「近世宗教墮落論」が研究者の間で語られる所以であった。しかし、こうしたなかで、芦峯寺は、18世紀の半ば頃から「立山信仰」布教のために全国各地に布教活動の拠点檀那場を形成し一部経済活動をも伴った布教活動を行ってきた。さらに、立山信仰を広く知らしめるべく、立山信仰の宗教的理念を絵画化した「立山曼荼羅」(当時「御絵伝」と呼称)を制作し、「絵解き」という手段を通して布教したのである。比較的閉塞的といわれている江戸時代の寺社の宗教的活動にあって、元禄期以降「立山開山縁起」を作成、続いて古来の伝承的信仰景観を、絵画「立山曼荼羅」の制作を通じて視覚的に表現し、山岳立山の自然的・「自然的」景観に依拠した、近世的な信仰が形成され積極的に布教活動を展開したのである。このことは、近世において、古来の立山信仰が立山山麓において内的変容を遂げ、しだいに民衆化した珍しい事例ではないかと考えている。もとより、白

山・富士山・御岳・大山など他の霊山で展開されている山岳信仰についての今後の比較研究の上でのことではあるが。

さて、ここで改めて「立山曼荼羅」が何故に「立山信仰の民衆化の指標」と考えるのか、次の要素について検討してみることにしたい。

一つには、立山山麓の宿坊集落芦峯寺と岩峯寺は、何故に「立山御絵伝」なる立山開山をモチーフとした絵画を制作したことであろう。

「立山手引き草」(嘉永7(1854)年)、岩峯寺延命院玄清書写)²⁰には、阿弥陀如来が佐伯有頼に告げて言うには、

汝、なげくなかれ、我、この山の跡を垂れて、衆生に善悪を知らせ、速やかに解脱を得せしめんと欲し、峯に九品の浄土をうつし、谷には一百三十六の地獄を設けたるなり。

さて、有情を待つこと五百年におよべども、未だ人登ることを得ず、汝をこの山に誘引するも、道を開かせ、人々をこの峯に登らせて、仏道を成就し、現世利益を積んで、永く不退の位に到らせんためなり。早く山を開くべし。とある。すなわち、立山山中の浄土と地獄とは、阿弥陀如来が「見たて」によって現世に出現させ、衆生に具体的に見せんがためのものであったと芦峯寺・岩峯寺の衆徒がいうのである。このことは立山の山岳景観は阿弥陀如来の大願を成就せしめる場(空間・宇宙)に他ならないことを物語っている。

この点から見れば、「立山曼荼羅」の大画面の主役は、有頼(後の慈興上人)が玉殿の岩屋の前で阿弥陀如来のお告げを聴く場面とそれに付随する浄土と地獄の場面である。

このように衆徒が自らの趣意・主張を「立山曼荼羅」という絵画で示し、立山開山物語の絵解きという唱導手段によって「立山信仰」の本質あるいは有り様を伝えるのである。「立山曼荼羅」が地元では「御絵伝」と呼ばれていたのはまさしくその証左である。ところで、「立山御絵伝」が何故に「立山曼

荼羅」と呼称されるに到ったのか。推測する他はないが、「曼荼羅（マンダラ）」とは、古代インドのサンスクリット語によるものであり、その意味は「マンダ」＝真実・完全さ、「ラ」＝具有する、という語の合成である。すなわち「曼荼羅」とは真実を具有するという意味であり、従って「立山曼荼羅」とは、先述したように、阿弥陀如来や浄土・地獄などで表現される立山の精神世界の真実をあますところなく具有していると解釈できる。したがって立山山岳景観を描いた四面一画の絵画は、立山を舞台とした仏の宇宙を表現したものに他ならない。

なお、「立山曼荼羅」の画面全体が、非日常の世界（聖）と日常の世界（俗）に大別して描かれていることに大きな特徴がある。画面を横軸で截っていくと、最上部には飛天が舞い、阿弥陀三尊や二十五菩薩が降臨する様子を描く「非日常」の世界、その下が、立山連峰を左端の剣岳から右端の浄土山に連なる峰々を描く「日常」の世界、その下が、左画面には地獄の場面が大きく描かれ、中央やや右には玉殿窟の前で開山者佐伯有頼が阿弥陀如来の前で跪きお告げを受けている場面で「非日常」の世界、横軸中央やや下半分の画面には左側から有頼の館、岩峯寺の集落、芦峯寺の集落、布橋灌頂会の場面を描く「日常」の世界、さらに画面右側に立山登拝路や登拝する人々を描く「日常」の世界、その中に「非日常」の世界である「女人禁制」を犯して登拝した止宇呂尼の伝説を織り込んで描いている。このように、「立山曼荼羅」は非日常の世界（聖）と日常の世界（俗）が織り込まれ、日本人特有の自然観にもとづく「見立て世界」を絵画として表現しているのである。さらに、ここで注目したいことは、岩峯寺の集落、芦峯寺の集落を描くに当たっても決して田畑や耕作する民などの日常的な村落の生活空間を意図的に描かず、画面全体から日常的空間を拭い去ることによって、「立山曼荼羅」を観るものに対しての立山が創り出してある種の宇宙を表現したかったのではないだろうか。

このような阿弥陀如来が我々人間の善と悪を知らしめる方便として立山の地獄谷と山岳景観を出現せしめたという「立山開山物語」を絵画化された「立山曼荼羅」は、本来メデイテーション（瞑想）の対象であり、絵解きという行為は瞑想を介助するある種の演出と考えられるのである。

今一つ立山信仰の民衆化の事例を挙げるならば、近世の中頃からしだいに形作られ、文化文政期から天保期にかけて確立した女性救済を標榜した宗教行事である布橋灌頂会の創作がある。この布橋灌頂会は、芦峯寺衆徒が、奈良時代にその原型を求めることができる「橋渡り儀礼」をベースに、南北朝期以降武将の庇護を受けて伝承してきた娼尊信仰に、これも平安時代後期から展開してきた地獄信仰、阿弥陀・浄土信仰など仏教的諸要素に加えて、さらに古来の原初的な神道などを巧みに融合した、立山山麓ならではの、いわば「場」を最大限にいかした全国唯一の女性救済の宗教行事を創り上げたのである。その理念は、「擬死再生」によって、生きたままの死後の往生を約束されるという、中世以来の人間の究極的な目的を叶えてくれるというものであった。

この布橋灌頂会は、芦峯寺衆徒内での完結的行事ではなく、立山信仰の普及活動を通じて参詣を招致された女性の存在があって初めて成立するものであり、その意味において布橋灌頂会は、近世に“生きた女性の往生願望”に応えたかたちで芦峯寺衆徒の手によって構築されたもので、立山信仰の民衆化した文化の一つと考えるのである。

なお、本稿では布橋灌頂会が立山信仰における重要な近世の変容であることを指摘するに止めておくこととする。布橋灌頂会についての詳細は福江充の『立山信仰と布橋灌頂会』（桂書房）を参照されたい。

註

- 1) 『富山県史』通史編近世89頁
- 2) 『加賀藩史料』第壹編558
- 3) 『加賀藩史料』第壹編562
- 4) 『加賀藩史料』第壹編485
- 5) 『加賀藩史料』第壹編889
- 6) 「微妙院様御直之御意覚書」加越能文庫所収
- 7) 『加越能寺社由来』113頁
- 8) 澤博勝『近世宗教社会論』316頁
- 9) 『加賀藩資料』2編346頁
- 10) 『加能郷土辞彙』412頁
- 11) 日置謙編『加能郷土辞彙』412頁、「諸頭系譜」加越能文庫所収
- 12) 『改作所旧記』
- 13) 『国事雑抄』738頁
- 14) 『加賀藩資料』第2編S16頁
- 15) 澤博勝『近世宗教社会論』316頁
- 16) 『加能郷土辞彙』385頁、『藩国官職通考』15頁
- 17) 加越能文庫「寺社方御条目」
- 18) 『加賀藩史料』第參編283頁
- 19) 大桑齊「加賀藩の寺社改め」『加越能寺社由来』下巻662頁
- 20) 『加賀藩史料』第參編294頁
- 21) 『加賀藩史料』第參編384頁
- 22) 『加賀藩史料』第參編411頁
- 23) 『国事雑抄』上編95頁
- 24) 大桑齊「解説 加賀藩の寺社改め」『加越能寺社由来』下巻673頁
- 25) 『改作所旧記』上230頁
- 26) 『国事雑抄』中編544頁
- 27) 大桑齊「加賀藩の寺社改め」『加越能寺社由来』下巻672頁
- 28) 『富山県史』近世上162頁
- 29) 『加越能寺社由来』上巻111頁
- 30) 『国事雑抄』下巻543頁
- 31) 『加越能寺社由来』上巻227～763頁
- 32) 『国事雑抄』上巻154頁
- 33) 『国事雑抄』下巻738頁
- 34) 『越中立山古文書』14頁
- 35) 『越中立山古文書』158頁
- 36) 『加賀藩史料』第壹編553頁
- 37) 『加賀藩史料』第貳編131頁
- 38) 「越中・越後・信濃・飛騨御境目山・且又御領国御山并谷川名目山名山成り川成絵図、先年御尋一卷書上申覚書帳」『黒部奥山廻記録』越中資料集成12、175頁
- 39) 「奥山廻役芦峯村十三郎由緒書上申控」（富山県立図書館中島文庫所収）。
- 40) （宝暦5年6月7日付の「宗門御改帳」が遺されている、芦峯寺一山会文書）「宝暦五年宗門御改帳」『越中立山古記録』（Ⅲ・Ⅳ）52頁
- 41) 木倉豊信編『越中立山古文書』200頁）
- 42) 木倉豊信編『越中立山古文書』38頁
- 43) 「越中立山古文書」及び「越中立山古記録」の争論文書の差出・宛名の関係を見たことによるもの
- 44) 『加賀藩史料』第參編384頁
- 45) 田村圓澄「権現の誕生」『山岳修験』第2号25頁
- 46) 『越中立山古文書』3頁
- 47) 芦峯寺に伝えられる「一山会文書」「雄山神社蔵文書」の中には管見できない。
- 48) 『越中立山古文書』157頁
- 49) 『越中立山古文書』159頁
- 50) 『越中立山古文書』170頁
- 51) 『越中立山古文書』175頁
- 52) ～56)（筆者「岩峯寺・芦峯寺の争論とその歴史的要因」富山県[立山博物館]『研究紀要』第13号参照）
- 57) 『富山県史』近世2243・244頁
- 58) 木倉豊信編『越中立山古文書』210頁
- 59) 筆者「検証立山開山について」富山県[立山博物館]『研究紀要』第17号、
- 60) 「和漢三才図会」・「立山縁起」・「立山小縁起」・「立山略縁起」・「立山大縁起」など、いずれも『富山県史』資料編Ⅰ古代に収載されている）
- 61) 大桑齊「仏教土着論」7頁
- 62) 岩峯寺雄山神社蔵文書